

入札仕様書に関する質問・回答書

令和8年5月29日
日出町長 安部 徹也
担当 教育総務課

件名	日出町立小中学校GIGAスクール端末等の売払処分業務
----	----------------------------

番号	質問事項	回答
1	【仕様書】 2 受託条件 小型家電リサイクル法では認定計画に基づく処分が原則となりますが、収集区域・運搬方法・再使用の許可についても国の認定を得ている必要があるため、本入札においても開札時にこれらをすべて満たしている必要があるという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	【仕様書】 2 受託条件 「パソコン・タブレットの処分実績を十分に有していること」と規定がありますが、売却物件は再使用を行う前提の場合、国に提出している報告書の「e)再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量」が本件の 2,474 台を上回っている必要があると理解していますが、相違ございませんでしょうか？ また、関係省庁に法令に基づき提出済みの報告書は現時点では令和6年度実績が最新となるため、令和6年度の報告実績の提出でよろしいでしょうか？	処分実績の規定についてはお見込みのとおりです。 また、報告実績については最新のものが令和6年度であれば令和6年度版の提出で差し支えありません。
3	【仕様書】 3 業務内容 回収・運搬・データ消去作業の再委託は行わない。と記載があります。弊社は回収について運送業者に委託をしており、こちらは運搬方法において国の認定を得ているプロセスになるため問題はないという認識になりますが、そちらの認識で間違いはないでしょうか？	問題ございません。
4	9 処分方法 ADECの消去プロセス認定について、こちらについても入札時に認定証の写しの提出が必要であるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	【入札公告】 9 入札 予定価格未満の金額の入札とありますが、予定価格を公表いただくことは可能でしょうか？	予定価格については、非公表とします。